

## 市第 119 号議案

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部改正

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の  
一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年 2 月15日提出

横浜市長 林 文 子

## 横浜市条例（番号）

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する  
条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（  
平成 3 年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

二俣川駅周辺地区地区整備 計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際 港都建設計画二俣川駅周辺地区地区計画において地区整備計 画が定められている区域
----------------------	---

別表第 2 に次のように加える。

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区 B 地 区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供 する建築物に附属するものを除く。）</li> <li>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発 売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所</li> <li>3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用の ための貯蔵施設その他これに類するものを除く。）</li> <li>4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの</li> <li>5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令 第130条の 9 の 2 に規定するもの</li> </ol>
--------------------------	----------------	---

別表第 7 に次のように加える。

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
--------------------------	-------	---	---

別表第 8 に次のように加える。

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては75メートル、区域ウにおいては31メートル	
--------------------------	-------	---	--

別表第12に次のように加える。

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	100分の6.5	
--------------------------	-------	----------	--

別表第13に次のように加える。

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	建築物等の形態意匠は、区域内の建築物等全体として調和したものとす。	
--------------------------	-------	-----------------------------------	--

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提 案 理 由

二俣川駅周辺地区地区整備計画区域内における建築物の構造、用途、緑化及び形態意匠並びに工作物の形態意匠に関する制限を定めるため、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する

条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（抜粋）

（太線部分が改正案）

別表第 1 適用区域（第 3 条）

名 称	区 域
（省 略）	
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第 1 項の規定により告示された横浜国際港都建設計画二俣川駅周辺地区地区計画において地区整備計画が定められている区域

別表第 2 建築物の用途の制限（第 5 条）

(あ)	(い)	(う)
区 域	地 区	建築物
（省 略）		
二俣川駅周辺地区地区整備計画区域	A 地区 B 地区	1 工場（店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物に附属するものを除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は場外勝舟投票券発売所 3 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） 4 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 5 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の2に規定するもの

（備考省略）

別表第 7 壁面の位置の制限（第 9 条）

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	壁面の位置の制限	適用の除外
（省 略）			

二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 公衆便所、巡査派出所 その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ
--------------------------	-------	---	---

( 備考省略 )

別表第 8 建築物の高さの最高限度 ( 第 10 条 )

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の高さの最高限度	適用の除外
( 省 略 )			
二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	計画図に示す区域アにおいては100メートル、区域イにおいては75メートル、区域ウにおいては31メートル	

( 備考省略 )

別表第 12 建築物の緑化率の最低限度 ( 第 19 条 )

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	建築物の緑化率の最低限度	適用の除外
( 省 略 )			
二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	100分の6.5	

( 備考省略 )

別表第 13 建築物等の形態意匠の制限 ( 第 24 条 ・ 第 30 条 )

(あ)	(い)	(う)	(え)
区 域	地 区	第24条に基づく制限とならないもの	適用の除外

(省 略)			
二俣川駅周辺 地区地区整備 計画区域	A 地 区	建築物等の形態意匠は、 区域内の建築物等全体とし て調和したものとする。	

( 備 考 省 略 )